平成２６年（フ）第２５６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―616号、申立時の住所兵庫県西宮市今津大東町３番23―301号
破産者　藤金　秀至
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市大島１丁目13番28号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目45番地の１ハーティング尼崎403号
破産者　中村美智子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目７番５―202号
破産者　鶴原　大輔
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市甲子園六番町２番４―411号、住民票上の住所大阪市住吉区長居東２丁目16番５―706号
破産者　谷崎由紀子（旧姓濵野）
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２２号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション和興ビル503号、住民票上の住所和歌山県紀の川市西大井110番地
破産者　ミニハウスこと　東　　功三
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
宮崎市源藤町源藤866番地16　メゾンドエトワール101号、開始決定時の住所宮崎市大工３丁目124番地　コウトクマンション201号
破産者　村上　浩美
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５０号
宮崎県西都市大字岡富1208番地５　市営瀬口住宅211号
破産者　岩田　清美（旧姓児玉）
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
宮崎県日向市亀崎東２丁目89番地
破産者　奈須としえ
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７０号
三重県名張市桔梗が丘西三番町一街区43番地
破産者　ききょう薬局有限会社
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２６号
千葉県東金市丹尾23番地１
破産者　有限会社ケイヨーフード
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番18号
破産者　株式会社チイムブレイン
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３号
石川県羽咋郡志賀町松木口15番地
破産者　志賀石油有限会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２０６号
岐阜県瑞穂市稲里670番地　シャルマンコーポ穂積804号
破産者　髙井　鉄郎
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
三重県津市雲出長常町1066番地の９
破産者　有限会社堤田塗装工業
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５７号
三重県津市小舟566番地129
破産者　有限会社ライブオフィス昴
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５８号
最後の住所三重県津市小舟566番地129
破産者　被相続人平田勝美相続財産
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０５号
三重県津市戸木町2144番地１
破産者　亡澤井一雄相続財産
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２号
三重県津市安濃町安部623番地
破産者　宇陀　和子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５６４号
京都市伏見区下鳥羽葭田町130番地
破産者　有限会社松村機材
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係